

## 関係団体のご意見の概要と県の考え方

	意見の概要	県の考え方
1	幼稚園においては、学籍に関する書類の保存期間が20年となっているが、基準にしないのか。	書類の保存期間に関しては、認定こども園法施行令等により規定される予定であるため、県独自基準に規定する必要はなくなりました。
2	満3歳児の職員配置基準は、10：1とすべき。	職員配置基準については、人件費の問題があり、公定価格等での加算で対応することが適当であると考えます。
3	満3歳未満児についても給食の外部搬入を認めてほしい。	満3歳未満児の自園調理は「従うべき基準」のため、緩和措置はできません。
4	学校薬剤師の必置を緩和してほしい。 養護教諭を保健師又は看護師にしてほしい。	学校薬剤師は法で要求しているものであり基準で変更できません。 養護教諭は配置努力義務です。保健師又は看護師を配置することを禁止しているわけではありません。
5	私立幼稚園の設置基準と整合性を図ってほしい。	幼稚園と幼保連携型認定こども園は別の施設と考えます。 幼稚園設置基準の考え方を踏まえ、今後検討していきます。
6	既存施設については、同一敷地内又は隣接地要件を緩和してほしい。	園舎等の一体的配置の基準は「従うべき基準」のため、緩和措置はできません。
7	設置位置について、既存施設の近隣にできないような配慮をしてほしい。	施設位置については国基準で「施設の運営上適切」に定めることとなっていますので、今後検討していきます。
8	「食」に関する基準を設けてほしい。	「食」に関しては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に規定されるなど様々な基準が出されており、認可時の基準とする必要はないと考えます。
9	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の配置すべき職員の職種を統一してほしい。	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園はそれぞれの目的を持った施設であり、その目的に必要な職員の配置を求めています。
10	3歳以上児の給食についても自園調理に限定してほしい。	3歳以上児の給食についても原則自園調理です。一定の条件を満たした場合のみ外部搬入が認められていますので、その条件の順守を適切に指導していきます。